

兵庫県公報

平成30年8月21日 火曜日 第3030号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 平成18年兵庫県告示第736号（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により知事が公示する保存、作成、縦覧等及び検査等に係る書面の一部改正（県民生活課））	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	5
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）	5
○ 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の書換交付（畜産課）	6
○ 平成30年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（伐倒駆除）（豊かな森づくり課）	6
○ 平成30年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（特別伐倒駆除）（同）	7
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	7
○ 漁船保険の付保義務の消滅（同）	8
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	8
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	8
○ 香住都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成30年近畿地方整備局告示第123号）（同）	9
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	9
○ 平成28年兵庫県告示第883号（建築基準法の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定）の一部改正（建築指導課）	10

公 告	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	10
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	10
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	20
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	21
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（同）	22
○ 入札公告（管理課）	22

選挙管理委員会告示

○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	25
--	----

警察本部公告

○ 入札公告	25
○ 同 上	28

告 示

兵庫県告示第754号

平成18年兵庫県告示第736号（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により知事が公示する保存、作成、縦覧等及び検査等に係る書面）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。この告示は、平成24年4月1日から適用する。

平成30年8月21日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県告示第767号

平成28年兵庫県告示第883号（建築基準法の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

第5項第1号中「第85条第5項」の右に「若しくは第6項の規定」を加える。

附 則

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号に定める日から施行する。

公 告**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年8月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西山(3) I-2 (128040134)	宍粟市千種町西山（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成30年8月29日（水）から同年9月12日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所並びに宍粟市役所及び千種市民局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所

〒671-2572 宍粟市山崎町庄能400

(3) 提出期限

平成30年9月12日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成30年11月12日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第373号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

兵庫県告示第883号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定に基づき、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

平成28年10月11日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 中間検査を行う区域

兵庫県の区域のうち、法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市の区域を除く区域を中間検査を行う区域とする。

2 中間検査を行う建築物

新築、増築又は改築に係る部分が、次の各号に掲げる用途及び規模の建築物を中間検査を行う建築物とする。

- (1) 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅（いずれも住宅で住宅以外の用途を兼ねるものを含む。）で、住宅の用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの
- (2) 法別表第1（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物（共同住宅を除く。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、かつ、3以上の階数を有するもの（地階を除く階数が2以上であるものに限る。）

3 特定工程

次の各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める工事の工程を特定工程とする。ただし、中間検査を行う建築物が2以上ある場合又は1の中間検査を行う建築物の工事の工区を分けた場合にあつては、いずれか早期に特定工程に係る工事を終了する建築物又は工区に係る当該工程を特定工程とする。

(1) 基礎工事に関する特定工程

基礎（基礎ぐいを除く。以下同じ。）に鉄筋を配置する工事の工程（階数が2以下である建築物（次号アからエまでに掲げる構造以外のものを除く。）に係るものを除く。）

(2) 建て方工事に関する特定工程

次のアからエまでに掲げる建築物の構造の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める工事の工程（法第7条の3第1項第1号の工程を含む建築物に係るものを除く。）を特定工程とする。ただし、複数の異なる構造を併用する建築物で、次のアからエまでの2以上の工事の工程を含むものにあつては、アの工事の工程が含まれるものはアの工事の工程を、それ以外のものはいずれか早期に終了する工事の工程を特定工程とする。

ア 木造にあつては、柱、はり及び筋かいの建て方工事（枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法にあつては、耐力壁の設置工事）の工程

イ 鉄骨造にあつては、1階の鉄骨の建て方工事の工程

ウ 鉄筋コンクリート造にあつては、2階の床及びこれを支持するはり（平家については、屋根床版）に鉄筋を配置する工事の工程。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事の工程

エ 鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、1階の鉄骨の建て方工事の工程

4 特定工程後の工程

次の各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める工事の工程を特定工程後の工程とする。

(1) 基礎工事に関する特定工程後の工程

基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程

(2) 建て方工事に関する特定工程後の工程

次のアからエまでに掲げる建築物の構造の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める工事の工程を特定工程後の工程とする。

ア 木造にあつては、壁の外装工事又は内装工事の工程

イ 鉄骨造にあつては、構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事の工程

ウ 鉄筋コンクリート造にあつては、2階の床及びこれを支持するはり（平家については、屋根床版）に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階の柱又は壁を取り付ける工事の工程

エ 鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、柱又ははりに鉄筋を配置する工事の工程

5 適用の除外

次の各号のいずれかに該当する建築物については、この告示の規定は適用しない。

(1) 法第18条第1項又は第85条第5項若しくは第6項の規定の適用を受ける建築物

(2) 法第68条の20第1項（法第68条の22第2項において準用する場合を含む。）に規定する認証型式部材等を有する建築物

(3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による、建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物

附 則（平成28年10月11日兵庫県告示第883号）

1 平成24年兵庫県告示第631号（建築基準法の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定）は、平成29年3月31日限り廃止する。

2 この告示の規定は、平成29年4月1日以後に法第6条第1項に規定する確認の申請書（以下「申請書」という。）又は法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類（以下「確認書類」という。）を提出される建築物について適用し、同日前に申請書又は確認書類を提出されるものについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年8月21日兵庫県告示第767号）

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号に定める日から施行する。